

平成 25 年度 公益財団法人日本体育協会公認スポーツドクター養成講習会 ＜受講の手引き＞

1. スポーツドクター養成講習会とは

- (1) 講習会は、公益財団法人 日本体育協会(以下「本会」という)の主催によって開催されます。
- (2) 本講習会は、「公益財団法人 日本体育協会公認スポーツドクター設置要項」に基づき、本会公認スポーツドクターを養成するための講習会です。

2. カリキュラム

- (1) 公認スポーツドクターの資格を取得するためには、公認スポーツドクター養成カリキュラムに定める基礎科目 25 単位(25h)、応用科目 27 単位(27h)、**全 52 単位(52h)**を修了しなければなりません。
- (2) 基礎科目 25 単位は、日本医師会認定健康スポーツ医、日本整形外科学会認定スポーツ医学研修会(総論 A)のカリキュラムと連携している内容で、相互免除を行っております。
- (3) 基礎科目 25 単位は、公認スポーツデンティストにおける医科共通と同一の内容で、講習会も同一日程・会場で開催します。

3. 実施方法

- (1) 講習会は、**基礎科目講習会と応用科目講習会**に区分して開催します。
- (2) 基礎科目 25 単位の全てを修了しなければ、応用科目は受講できません。応用科目の受講は基礎科目を修了した次の年度からの受講となります。
- (3) 講習は単位制ですので、基礎科目、応用科目それぞれの科目における受講の順序は問いませんが、基礎科目に未受講科目があった場合は、応用科目には進めず当該科目を翌年度以降に受講いただきます。

4. 受講条件

受講申し込み年度内に日本国の医師免許取得後 5 年を経過し(平成 21 年 3 月 31 日までに取得)、本会あるいは本会加盟(準加盟)団体(以下「加盟団体」)より推薦され、本会が認めた者となります。

5. 受講申込

- (1) 受講者の募集は、講習会開催前年度末から当該年度当初にかけて加盟団体を通じて行います。
- (2) 受講を希望する場合は、加盟団体へご連絡いただき推薦を受けた上で、加盟団体に申込書類を提出してください。加盟団体にて取りまとめの上、本会に提出されます。
- (3) 書類提出締切りは団体ごとに定めておりますので、事前にご確認の上お申し込みください。

6. 受講料

- (1) 基礎科目からの受講者は、**49,000 円**(教材費含む)。
 - (2) 応用科目からの受講者は、**28,000 円**(教材費含む)。
- ※ 参加に係わる経費(宿泊、交通費等)は自己負担となります。
※ 一旦納入された受講料は返金いたしません。

7. 受講者の内定から決定まで

- (1) 加盟団体より提出された申込書類は、日本体育協会指導者育成専門委員会スポーツドクター部会(以下「ドクター部会」)にて確認し、受講を内定します。
- (2) 受講内定した旨のご案内は、本会より推薦を受けた加盟団体(以下「推薦団体」)および本人に通知します。なお、内定者本人に対しては内定通知および受講料納入の案内を送付します。
- (3) 受講料を指定期日までに納入してください。指定期日までに納入されないと、内定が取り消されることがあります。
- (4) 受講料の納入が確認された方を、正式な受講者として決定し、受講番号を付した受講者証、参考書(「スポーツ医学研修ハンドブック・基礎編」、「スポーツ医学研修ハンドブック・応用編」)を送付します(応用科目からの受講者にも「スポーツ医学研修ハンドブック・基礎編」を送付します)。
- (5) **受講有効期間**は、**基礎科目**からの受講者は**6 年間**、**応用科目**からの受講者は**3 年間**です。

受講有効期間内に所定の単位を修了できなかった場合は、それまで受講した単位はすべて無効となります。再度受講を希望する場合、新規受講手続きが必要となります。ただし、ドクター部会で審査し修了できなかった理由が妥当と認められれば、受講状況に応じて受講有効期間を延長します。

※ 受講者としてふさわしくないと認められたときはドクター部会で審査し受講を取り消すものとします。

8. 講習の免除

- (1) **日本医師会認定健康スポーツ医**または**日本整形外科学会認定スポーツ医**に認定されている方、あるいは**日本整形外科学会認定スポーツ医学研修会(総論A)**の受講を修了された方は、基礎科目(25単位)の講習が免除され、応用科目からの受講になります。
- (2) 免除を希望する場合は、受講申込時に、認定証(修了証)の写しを提出してください。
- (3) 基礎科目からの受講申込をし、受講決定された後上記免除条件を満たした場合、追加で基礎科目の免除を申請することができます。その際には、それぞれの団体が発行した認定証あるいは修了証の写しを受講者証とともに、本会へ提出してください。提出された書類を確認した後、受講者証に基礎科目免除の認定印を押印して返送します。なお、基礎科目の受講状況に関わらず基礎科目分の受講料は返還しませんのでご注意ください。
- (4) 免除の申請が年度の途中であった場合には、申請以降に開催される当該年度の応用科目の受講は可能です。

9. 資格審査

- (1) 所定の 52 単位を全て修了した方には、修了年度末に**資格審査申請用スポーツ医学臨床経歴書**を送付しますので、必要事項を記入し必要書類とあわせて、推薦団体へ提出してください。
- (2) ドクター部会において、提出された書類を審査し、審査結果を本人及び推薦団体に通知します。

10. 登録及び認定

- (1) ドクター部会の審査で認められた方には本会よりご本人に登録に関する案内を 7 月下旬に送付します。案内に記載の手続きに従い、**登録手続き(登録内容の確認、登録料(4 年間 43,000 円 初期登録手数料 3,000 円込)の納入)**を完了してください。※資格を更新する際の登録料は 40,000 円になります。
- (2) 登録手続き完了者に対し、認定日となる 10 月 1 日にあわせて登録証・認定証を交付します。**登録期間は 4 年間**です。
※期間内に登録手続きが完了しなかった場合、翌 4 月 1 日付の登録対象となり改めて案内をお送りします。なお、初期登録対象となって 1 年以内に登録手続きが完了しなかった場合、別途資格再登録手続きが必要になります。
- (3) 資格更新手続きをするためには、資格有効期限の切れる半年前までに 1 度、本会が定める研修に参加する必要があります。本会が定める研修とは、本会が直接開催する研修会(全国を東・中・西の 3 ブロックに分け各ブロック内都道府県の持ち回り開催)等で、当該年度 4 月にその年度に開催される研修会を研修未終了の方にご案内いたします。

11. その他

- (1) 本講習会の基礎科目 25 単位を修了した方に、**基礎科目修了証明書**を発行します。
この修了証明書で、日本医師会認定健康スポーツ医、日本整形外科学会認定スポーツ医を取得する際、講習の一部または全部が免除されます。手続き等の詳細については、各資格申込時に各資格を認定する団体へお問い合わせください。
- (2) 前年度までに受講が修了できなかった方には、受講有効期間内は、毎年、当該年度の講習会開催予定をご案内します。開催日程等確認のうえ、所定の申込書を本会へ提出してください。
- (3) 連絡先(住所・勤務先)に変更が生じた場合は、速やかに本会へご連絡ください。

担当： 公益財団法人日本体育協会 スポーツ指導者育成部 スポーツドクター担当

〒150-8050 東京都渋谷区神南 1-1-1 岸記念体育会館

TEL:03-3481-2226 FAX:03-3481-2284 E-mail:sports-doctor@japan-sports.or.jp